

広島県告示第千八十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

令和六年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあっては、代表者の氏名を含む。）	みつき産業株式会社 代表取締役 浮田 照義
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県広島市南区宇品神田三丁目六番一八号

二 申請年月日

令和六年八月一日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県廿日市市友田字広原山一〇二一九番四九外十八筆

2 産業廃棄物処理施設の種類

安定型産業廃棄物最終処分場

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい（石綿含有産業廃棄物等の溶融処理生成物（平成十八年環境省告示第百五号で環境大臣が指定したもの）に限る。）及びがれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県西部厚生環境事務所環境管理課、大竹市市民生活部環境整備課、廿日市市生活環境部循環型社会推進課及び廿日市市佐伯支所環境産業係

2 縦覧期間

令和六年十二月十二日から令和七年一月二十日

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七三八―〇〇〇四 広島県廿日市市桜尾二丁目二番六八号 広島県西部厚生環境事務所環境管理課

2 意見書の提出期間

令和六年十二月十二日から令和七年二月三日まで

3 意見書に記載すべき事項

- (一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）
- (三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見